

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例骨子（案）の概要

1. 認定こども園の類型

認定こども園の類型は以下のとおりで、幼保連携型認定こども園は既に基準条例（奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号））を制定しています。今回は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型こども園）の認定の要件を定める条例の制定に向けてパブリックコメントを実施します。

幼保連携型認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、その両方の認可基準を満たす単一のもの（条例制定済み）
幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が保育所機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすもの
保育所型認定こども園	認可保育所が幼稚園機能を備えて、認定こども園として機能を果たすもの
地方裁量型認定こども園	幼稚園・保育所どちらの認可もない施設が、認定こども園として機能を果たすもの

2. 条例制定の基本的な考え方

条例で定める認定の要件は、国基準（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号））を参酌し、地域の実情に応じて定めることになっています。なお、奈良県からの権限移譲という点を踏まえ、奈良県が定める「奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例」を考慮する必要がありますが、奈良県の基準は国基準どおりとなっています。

本市としては、国基準と異なる基準を設ける特別な事情等はないことから、国基準を基本としますが、本市が先に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例（奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号））における認可基準との整合性（市独自の上乗せ等）を考慮するものとしします。

3. 本市独自に定める基準（案）

本市独自の基準として国基準への上乗せを検討している事項は次のとおりです。

（1）幼稚園型認定こども園における建物及びその附属設備の位置

入園している子どもの安全性、一体的な教育・保育の提供の観点から、建物及びその附属設備は同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とします。

幼保連携型以外の認定こども園	
国基準	本市基準（案）
<p>同一敷地内又は隣接する敷地に設けることが望ましいが、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にならない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>2 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>	<p>同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とする。</p>

(2) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における屋外遊戯場の代替措置

屋外遊戯場は、園児の健全な発育のための遊びの場として常にその専有性が確保されなければならない。本市幼保連携型認定こども園の認可基準と同様の基準とし、代替措置を規定しないこととします。

幼保連携型以外のこども園		幼保連携型認定こども園
国基準	本市基準（案）	本市基準
<p>保育所型・地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を一定の条件の下で、付近にある適当な場所に代えることができる。</p>	<p>同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とする。</p>	<p>同一敷地内又は隣接する敷地に設けることを原則とする。</p>

(3) 職員資格の特例

国基準の附則において定められている職員資格を緩和する特例については、本市幼保連携型認定こども園の認可基準との整合性を図るため、教育及び保育の質を確保する観点から規定しないこととします。

(4) 幼保連携型認定こども園の基準において規定する項目の追加

本市幼保連携型認定こども園の認可基準において定める次の項目を、教育及び保育の質を確保する観点から追加します。

- 認定こども園の一般原則
- 暴力団の排除
- 園児を平等に取り扱う原則
- 虐待等の禁止
- 秘密保持等
- 食事における献立等
- 苦情対応等